

総合評価落札方式の価格以外の評価点改正について

適用日：平成30年2月13日

総合評価落札方式の価格以外の評価点を次のとおり改正しました。

	必須 選択	改正後		改正前	
		評価内容及び評価点	配点	評価内容及び評価点	配点
①工事成績	必須	<p>小諸市発注の平均工事成績評定点を基に算出する。 評価点＝7.0点×(工事成績点－65)／(最高工事成績点－65) [小数点以下第3位四捨五入2位止め]</p> <p>※1 工事成績点は、入札者の過去2か年に竣工した小諸市発注工事の工事成績評定点を単純平均して求める。なお、過去2か年の工事件数が5件未満の場合は、過去4か年とする。 [小数点以下第1位四捨五入整数止め]</p> <p>※2 最高工事成績点は、全入札者中で工事成績点が最高の者の点数とする。</p> <p>※3 工事成績点が80点以上の場合、工事成績点及び最高工事成績点を80点として計算する。(評価点の計算において、80点を上限とする。)</p> <p>※4 工事成績点が65点の場合及び過去4か年に工事成績評定点がない場合の評価点は0点、65点未満の場合の評価点はマイナスとする。</p> <p>※5 工事成績点は、毎年四半期毎(見直し基準日：4/1、7/1、10/1、1/1)に見直したものを適用する。</p> <p>※6 工事成績点の対象工事は、案件ごとに定めるものとする。</p> <p>※7 工事成績評定点の取得者が少ない工事においては、配点を下げることができるものとする。</p>	最大7.0	<p>小諸市発注の平均工事成績評定点を基に算出する。 評価点＝7.0点×(工事成績点－65)／(最高工事成績点－65) [小数点以下第3位四捨五入2位止め]</p> <p>※1 工事成績点は、入札者の過去2か年に竣工した小諸市発注工事の工事成績評定点を単純平均して求める。なお、過去2か年の工事件数が5件未満の場合は、過去4か年とする。 [小数点以下第1位四捨五入整数止め]</p> <p>※2 最高工事成績点は、全入札者中で工事成績点が最高の者の点数とする。</p> <p>※3 工事成績点が80点以上の場合、工事成績点及び最高工事成績点を80点として計算する。(評価点の計算において、80点を上限とする。)</p> <p>※4 工事成績点が65点の場合及び過去4か年に工事成績評定点がない場合の評価点は0点、65点未満の場合の評価点はマイナスとする。</p> <p>※5 工事成績点は、毎年四半期毎(見直し基準日：4/1、7/1、10/1、1/1)に見直したものを適用する。</p> <p>※6 工事成績点の対象工事は、小諸市が発注した全ての工事を対象とする。</p> <p>※7 工事成績評定点の取得者が少ない工事においては、配点を下げることができるものとする。</p>	最大7.0
②工事実績	選択	<p>専門性の高い工事や経験・実績などにより、工物品質の確保が可能な工事において、同種工事実績の有無により評価する。</p> <p>※1 上記の点数を加算する。</p> <p>※2 実績は、公共機関等(建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第3条で定義された機関)から発注された工事を元請けしたものを基本とする。ただし、公告で定めた場合は民間発注工事の実績等を含めることができるものとする。</p> <p>※3 求める実績の期間、規模及び内容については、案件ごとに定めるものとする。</p> <p>※4 工事成績評定点が65点未満の工事については、実績として認めないものとする。</p>	0.5	<p>専門性の高い工事や経験・実績などにより、工物品質の確保が可能な工事において、同種工事実績の有無により評価する。</p> <p>※1 上記の点数を加算する。</p> <p>※2 実績は、公共機関等(CORINSへの登録に関する規約第2条で定義された機関(以下「公共機関」という。))から発注された工事を元請けしたものを基本とする。ただし、公告で定めた場合は民間発注工事の実績等を含めることができるものとする。</p> <p>※3 求める実績の期間、規模及び内容については、案件ごとに定めるものとする。</p> <p>※4 工事成績評定点が65点未満の工事については、実績として認めないものとする。</p>	0.5
③優良工事表彰	選択	<p>小諸市の優良工事表彰の実績の有無により評価する。</p> <p>※1 上記の点数を加算する。</p> <p>※2 実績とする表彰対象工事は全工種とする。</p> <p>※3 実績とする期間については、案件ごとに定めるものとする。</p>	0.5	<p>小諸市の優良工事表彰の実績の有無により評価する。</p> <p>※1 上記の点数を加算する。</p> <p>※2 実績とする表彰対象工事は全工種とする。</p> <p>※3 実績とする期間については、案件ごとに定めるものとする。</p>	0.5
④技術者の保有資格	選択	<p>契約時に配置できる主任(監理)技術者の資格の有無により評価する。</p> <p>※1 資格は公告日現在で取得していることを要件とする。(登録が必要な資格については、登録が完了していることが必要。)</p> <p>※2 必要な資格及び配点は案件ごとに定めるものとする。</p>	最大1.0	<p>契約時に配置できる主任(監理)技術者の資格の有無により評価する。</p> <p>※1 資格は公告日現在で取得していることを要件とする。(登録が必要な資格については、登録が完了していることが必要。)</p> <p>※2 必要な資格及び配点は案件ごとに定めるものとする。</p>	最大1.0
⑤技術者の実績	選択	<p>契約時に配置できる技術者の、過去3か年に竣工した国、長野県又は小諸市が発注した同種工事の成績点の実績により評価する。</p> <p>a 82点以上の実績を2件以上有する主任(監理)技術者を配置：1.0点 b 82点以上の実績を有する主任(監理)技術者を配置：0.75点 c 78点以上の実績を有する主任(監理)技術者を配置：0.5点</p> <p>※1 上記a、b、cのいずれかの点数を加算する。</p>	最大1.0	<p>契約時に配置できる技術者の、過去3年間に国、長野県又は小諸市が発注した同種工事の成績点の実績により評価する。</p> <p>a 82点以上の実績を2件以上有する主任(監理)技術者を配置：1.0点 b 82点以上の実績を有する主任(監理)技術者を配置：0.75点 c 78点以上の実績を有する主任(監理)技術者を配置：0.5点</p> <p>※1 上記a、b、cのいずれかの点数を加算する。</p>	最大1.0
⑥労働福祉	必須	<p>経営事項審査の「労働福祉の状況(W1)」が30点以上の場合に評価する。</p> <p>※1 上記の点数を加算する。</p> <p>※2 公告日現在で有効な直近の経営事項審査結果通知書により確認する。</p>	1.0	<p>経営事項審査の「労働福祉の状況(W1)」が30点以上の場合に評価する。</p> <p>※1 上記の点数を加算する。</p> <p>※2 公告日現在で有効な直近の経営事項審査結果通知書により確認する。</p>	1.0
⑦災害協定	選択	<p>小諸市と災害時応援協定を締結している者又は締結している団体に加盟している者を評価する。</p> <p>※1 上記の点数を加算する。</p> <p>※2 公告日現在で協定締結又は締結している団体に加盟していなければならない。</p>	0.5	<p>小諸市と災害時応援協定を締結している者又は締結している団体に加盟している者を評価する。</p> <p>※1 上記の点数を加算する。</p> <p>※2 公告日現在で協定締結又は締結している団体に加盟していなければならない。</p>	0.5
⑧除融雪業務委託契約	選択	<p>小諸市と除融雪業務委託契約を締結している者を評価する。</p> <p>a 除雪契約を締結している者：0.5点 b 凍結防止剤散布契約を締結している者：0.25点</p> <p>※1 上記のa、bいずれかの点数を加算する。</p> <p>※2 毎年12月1日公告分から当該シーズンの除融雪業務委託契約者に切り替えるものとする。</p>	最大0.5	<p>小諸市と除融雪業務委託契約を締結している者を評価する。</p> <p>a 除雪契約を締結している者：0.5点 b 凍結防止剤散布契約を締結している者：0.25点</p> <p>※1 上記のa、bいずれかの点数を加算する。</p> <p>※2 毎年12月1日公告分から当該シーズンの除融雪業務委託契約者に切り替えるものとする。</p>	最大0.5
⑨指名停止	必須	<p>公告日から過去1年以内に小諸市からの指名停止を受けた者 減点数＝通算指名停止月数×(-0.5点)</p> <p>※1 上記の点数を減点する。</p> <p>※2 2週間の指名停止は0.5月、3週間は1月として算出する。</p> <p>※3 公告日から1年前の応募日に指名停止中の場合は、その指名停止の全期間の月数とする。</p>	最大-0.6	<p>公告日から過去1年以内に小諸市からの指名停止を受けた者 減点数＝通算指名停止月数×(-0.5点)</p> <p>※1 上記の点数を減点する。</p> <p>※2 2週間の指名停止は0.5月、3週間は1月として算出する。</p> <p>※3 公告日から1年前の応募日に指名停止中の場合は、その指名停止の全期間の月数とする。</p>	最大-0.6
⑩社会的責任	必須	<p>所得税の源泉徴収義務者のうち、市民税・県民税等の「特別徴収義務者」となっていない者。</p> <p>※1 上記の点数を減点する。</p>	-0.5	<p>所得税の源泉徴収義務者のうち、市民税・県民税等の「特別徴収義務者」となっていない者。</p> <p>※1 上記の点数を減点する。</p>	-0.5
			8.0～12.0		8.0～12.0